

福井県立大学における責任体系について(研究活動不正)

| | 職　名 | 権限の範囲 (根拠:公立大学法人福井県立大学研究活動上の不正行為の防止および対応に関する取扱規程) |
|-----------|-----------|--|
| 総括責任者 | 学 長 | 研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、機関全体を統括する権限と責任を有する。 |
| 研究倫理教育責任者 | 経済学部長 | 経済学部における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 生物資源学部長 | 生物資源学部における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 海洋生物資源学部長 | 海洋生物資源学部における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 看護福祉学部長 | 看護福祉学部における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 学術教養センター長 | 学術教養センターにおける研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 情報センター長 | 情報センターにおける研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 地域経済研究所長 | 地域経済研究所における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 恐竜学研究所長 | 恐竜学研究所における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | キャリアセンター長 | キャリアセンターにおける研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |
| 研究倫理教育責任者 | 附属図書館長 | 附属図書館における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。 |